

令和 8 年第 3 回野洲市議会定例会会議録

招集年月日 令和 8 年 6 月 2 6 日

招 集 場 所 野洲市役所議場

出席議員	1 番 田中 遼	2 番 山本 剛
	3 番 木下 伸一	4 番 津村 俊二
	5 番 益川 教智	6 番 岩井智恵子
	7 番 山岡 卓治	8 番 橋 完司
	9 番 永島 知香	1 0 番 遠藤総一郎
	1 1 番 石川 恵美	1 2 番 工藤 義明
	1 3 番 野並 享子	1 4 番 田中 陽介
	1 5 番 東郷 克己	1 6 番 奥山文市郎
	1 7 番 稲垣 誠亮	1 8 番 荒川 泰宏

欠 席 議 員 なし

地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席を求めた者の職氏名

市 長	櫻本 直樹	副 市 長	林 毅
教 育 長	北脇 泰久	病院事業管理者	前川 聡
政策調整部長	井狩 昭彦	政策調整部政策監	小池 秀明
総 務 部 長	西村 拓巳	市 民 部 長	井狩 勝
健康福祉部長	山本 善亮	健康福祉部政策監 (高齢者・子育て支援担当)	北田 一栄
健康福祉部政策監 (地域医療政策担当) 市立野洲病院事務部長	駒井 文昭	都市建設部長	山田 千尋
環境経済部長	中塚 誠治	教 育 部 長	川崎 小百合
政策調整部次長	飯田 貴史	総 務 部 次 長	玉川 俊之
総 務 課 長	江口 智紀		

出席した事務局職員の氏名

事 務 局 長	辻 昭典	事 務 局 次 長	行俊 勉
書 記	辻 拓	書 記	棚橋 萌永

議事日程

諸般の報告

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 議第 50 号から議第 58 号まで

(令和 8 年度野洲市一般会計補正予算 (第 1 号) 他 8 件)

各委員長の委員会審査結果報告、質疑、討論、採決

追加議事日程

第 1 議第 86 号

(令和 8 年度野洲市一般会計補正予算 (第 2 号))

提案理由説明、質疑、討論、採決

第 2 意見書第 4 号から意見書第 7 号まで

(部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドラ

インに則し、生徒の利益を最優先にした改革実行を求める意見書(案)

他 3 件)

提出者説明、質疑、討論、採決

第 3 決議第 1 号

(北朝鮮による日本人拉致問題に対する理解を深めるための広報啓発
を推進する決議(案))

提出者説明、質疑、討論、採決

第 4 議員の派遣について

開議

午後 1 時 00 分

議事の経過

(再開)

○議長(津村俊二) (午後 1 時 00 分) ただいまから本日の会議を開きます。

日程に入るに先立ち、諸般の報告を行います。

出席議員は 18 人全員であります。

次に、本日の議事日程は、既に送付いたしました議事日程のとおりであります。

次に、本日、説明員として出席通知のあった者の職、氏名は、タブレットに掲載の文書
のとおりであります。

(日程第1)

○議長(津村俊二) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、第3番、木下伸一議員、第5番、益川教智議員を指名いたします。

(日程第2)

○議長(津村俊二) 日程第2、各委員長から委員会審査結果報告書が提出されておりますので、議第50号から議第58号まで「令和8年度野洲市一般会計補正予算(第1号)」他8件を一括議題とし、各委員長の報告を求めます。

まず、総務常任委員会委員長の報告を求めます。

第15番、東郷克己議員。

○15番(東郷克己議員) 第15番、東郷克己でございます。

去る6月12日の本会議におきまして、総務常任委員会に付託を受けました議案を審査するため、6月17日に委員会を招集し、委員全員出席のもと、説明員の出席を求め、慎重に審査いたしました結果についてご報告いたします。

まず、議第53号「地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例」について審査いたしました。質疑、委員間討議ともにありませんでした。

議第53号については、採決の結果、全員賛成により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第54号「野洲市税条例の一部を改正する条例」について審査いたしました。

委員からの「暗号資産への改正の説明で、今まで雑所得としていたものを分離課税とし、3%課税との説明だったが、これは基本的に増税方向か、減税方向か。」との質疑に対し、「本改正は、総合課税から分離課税とし、住民税の税率を調整するものである。これは、特定暗号資産が海外に流出している現状を踏まえ、対策強化が目的となっており、現在参議院で法案が審議されている。増税か減税かについては、高所得者層に対する課税の構造に影響を与える可能性はあると考えている。今回、分離課税とすることで、市としては、課税の安定性が向上するものと考えている。」との答弁がありました。

また、委員からの「優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例に関する改正について、ハザードエリア内に所在する土地のような危険な土地を譲渡、あるいは売買ということが現実存在するのか。」との質疑に対し、「市街化調整区域であれば、一旦市街化区域に編入して土地の造成が行われる。ハザード

エリア内の土地売買はあり得るが、今回の特例は、優良宅地とされた土地の一部に危険な区域が含まれていた場合、その区域まで優遇することは本来の趣旨と矛盾するため、対象外としたものである。」との答弁がありました。

議第５４号では、委員間討議はありませんでした。

慎重に審査した結果、議第５４号については、採決の結果、全員賛成により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第５７号「野洲市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例」について審査いたしました。質疑、委員間討議ともにありませんでした。

議第５７号については、採決の結果、全員賛成により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、総務常任委員会に付託を受けました議案の審査結果の報告といたします。

○議長（津村俊二） これより、総務常任委員会委員長の報告に対する質疑を行います。

ご質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（津村俊二） 質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

次に、文教福祉常任委員会委員長の報告を求めます。

第１３番、野並享子議員。

○１３番（野並享子議員） 第１３番、野並享子です。

去る６月１２日の本会議におきまして、文教福祉常任委員会に付託を受けました議案を審査するため、６月１７日に委員会を招集し、委員全員出席のもと、説明員の出席を求め、慎重に審査いたしました結果について報告いたします。

まず、議第５５号「野洲市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例」について審査いたしました。

委員からの「全国に先駆けて滋賀県が手を挙げたが、全国的にはどんな状況なのか。」との質疑に対し、「三重県、奈良県、岡山県、福岡県も実施される。」との答弁がありました。

これに関連して、委員からの「地域限定保育士制度では、実技試験が免除されることがメリットだと思うが、本市で採用の際に実技試験を実施する考え方は。」との質疑に対し、「現行でも資格取得後、採用試験では実技試験を実施しており、変わらないと考えている。」との答弁がありました。

これに関連して、委員からの「初めて実施された滋賀県地域限定保育士試験について、

どのくらいの方が受験されたか。また、合格者数は。」との質疑に対し、「速報値だが、筆記試験の受験者は８９人。合格者については情報を得ていない。」との答弁がありました。

また、委員から、「基本的に需要と供給が崩れていて売り手市場になっていると思うが、現状はどうか。」との質疑に対し、「保育士不足が深刻な状況。地域限定保育士というのは、国のほうで保育士の確保のために措置を講じても、なおその地域において保育士が不足するおそれが特に大きいことが国において認定された場合に実施されるものである。滋賀県は、待機児童の問題もかなり深刻で、他県に比べて保育士不足が深刻な状況と受け止めている。」との答弁がありました。

これに関連して、委員からの「各市町の財政規模によって、職員の待遇が違う。実施しても本市の規模では、保育士の確保が難しい側面があるのでは。」との質疑に対し、「すぐに待機児童問題が解消するとまでは考えていないが、現状保育士不足がある中で、国の施策として、当市においても新しい応募の要件の１つに加えるということで、実施はしていく。」との答弁がありました。

議第５５号では、委員間討議はありませんでした。

慎重に審査した結果、議第５５号においては、採決の結果、全員賛成により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第５６号「野洲市こどもの家条例の一部を改正する条例」について審査いたしました。

委員からの「夜間延長保育料の区分の中で（１年生）とあるが、なぜか。」との質疑に対し、「１年生は他学年と比べ給食の開始までの期間が長いため差がある。」との答弁がありました。

議第５６号では、委員間討議はありませんでした。

慎重に審査した結果、議第５６号については、採決の結果、全員賛成により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、文教福祉常任委員会に付託を受けました議案の審査結果の報告といたします。

○議長（津村俊二） これより、文教福祉常任委員会委員長の報告に対する質疑を行います。

ご質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（津村俊二） 質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

次に、環境経済建設常任委員会委員長の報告を求めます。

第3番、木下伸一議員。

○3番（木下伸一議員） 第3番、木下伸一でございます。

去る6月12日の本会議におきまして、環境経済建設常任委員会に付託を受けました議案を審査するため、6月19日に委員会を招集し、委員全員出席のもと、説明員の出席を求め、慎重に審査いたしました結果についてご報告いたします。

まず、議第51号「富波乙地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例」について、関係部より詳細な説明を受け、審査いたしました。

委員からの「富波乙の計画については、基本的に盛土によって堤防より高くなるということは、河川法や建築基準法等の関係で、できないと思うが、懸念されることに対して、市としての考え方は。」との質疑に対し、「本条例の目的は、想定浸水深が0.5メートル未満となるよう最低限の地盤高を規定することであり、それ以上の規制は、この条例で求めるものではない。」との答弁がありました。

また、委員からの「地盤の高さは10年に1度の降水量において、想定浸水深の0.5メートルで、当該地区は、調整池が設置されると、その0.5メートルというのは、調整池を設置した上での数値なのか、それとも、その調整池を考慮しなくて、全体面積を考えて10年に1度の降水量での浸水深0.5メートルなのか。」との質疑に対し、「調整池との連動はなく、当該地区における10年確率降雨時の想定浸水深に基づき地盤高を規定している。」との答弁がありました。

さらに、委員からの「この条例は、建築物の制限を規定しているが、企業の構造物については、市の景観条例等も関係すると思うが、構造物の高さ制限は、この条例の制限には、具体的には入れないということか。」との質疑に対し、「本条例では、高さ制限は設けない。」との答弁がありました。

なお、議第51号では、委員間討議はありませんでした。

慎重に審査した結果、議第51号については、採決の結果、全員賛成により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第52号「大篠原鷺坪地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例」について、関係部より詳細な説明を受け、審査いたしました。

委員からの「第5条では、敷地の最低面積が5ヘクタール以上とあり、他と比べてこの条項があるということは、下流域で排水対策が脆弱であるから、この地区計画では5.8

ヘクタールの全体面積において5ヘクタール以上とすると、1者が排水対策として調整池の機能を、責任を持って担保しながら開発を行うと理解してよいのか。」との質疑に対し、「地元も1事業者による区域一体の開発を望まれたため、5ヘクタール以上と規定している。」との答弁がありました。

また、委員からの「穴田川への負荷や将来の周辺開発も踏まえた排水対策について市としての考えは。」との質疑に対し、「地区計画区域内で適切な調整池を整備し、下流域に負荷を与えないように指導する。」との答弁がありました。

さらに、委員からの「建築に伴い周辺の交通量の増加が想定されるが、交通安全上の課題としてどのようなものを把握しているか。そして、その対策は。」との質疑に対し、「当該地区は物流倉庫が計画されているが、基本的にはインターチェンジの利用が想定され、車両が一定増えたとしても、県道と国道に隣接した場所なので、特に問題はないと考えている。」との答弁がありました。

なお、議第52号では、委員間討議はありませんでした。

慎重に審査した結果、議第52号については、採決の結果、全員賛成により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第58号「市道路線の認定について」、関係部より詳細な説明を受け、審査いたしました。

委員からの「市道路線をクランクにした理由は。」との質疑に対し、「できるだけ耕作に支障のないような道路線形とした結果、クランクになる。」との答弁がありました。

また、委員からの「車椅子等の方はスロープで上がっていくところが終点になるということは確認したが、雪が降ったとき、あのスロープの角度で障がい者の方が通行できるのか。」との質疑に対し、「バリアフリーの基準にのっとって、5%勾配で11メートルほどのスロープを上がり、フラットな部分を1.5メートル設けて、また11メートルを5%勾配で上がると今度は踊り場になる。そこを折り返して、同じように5%勾配で11メートル上がり、フラットな部分1.5メートルを経て、また5%勾配で11メートル上がると踊り場があり、到達する。」との答弁がありました。

なお、議第58号では、委員間討議はありませんでした。

慎重に審査した結果、議第58号については、採決の結果、全員賛成により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、環境経済建設常任委員会に付託を受けました議案の審査結果の報告といたします。

○議長（津村俊二） これより、環境経済建設常任委員会委員長の報告に対する質疑を行います。

ご質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（津村俊二） 質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

次に、予算常任委員会委員長の報告を求めます。

第2番、山本剛議員。

○2番（山本 剛議員） 第2番、山本剛です。

去る6月12日の本会議におきまして、予算常任委員会に付託を受けました議案を審査するため、6月17日及び19日に各分科会を、また24日に委員会を招集し、説明員の出席を求め、慎重に審査いたしました結果についてご報告申し上げます。

議第50号「令和8年度野洲市一般会計補正予算（第1号）」を議題として、6月24日の予算常任委員会では、各分科会に分担しました令和8年度一般会計補正予算案について、詳細な説明を受けた後、質疑応答を繰り返し、慎重な審査が行われたことを各分科会の会長より報告を受けました。

議第50号「令和8年度野洲市一般会計補正予算（第1号）」について。

総務分科会長報告では、総務費では、人権センター費について、委員からの「人権センターの電気設備に関する緊急修繕とはどのような内容か。」との質疑に対し、「年1回の電気設備に関する法定点検において、分岐盤や遮断機の操作ハンドルを物理的にブロックする安全装置である、高圧気中負荷開閉器という部品に不具合が見つかり、周辺住民の電気設備に影響を及ぼす可能性があるため、早急に対応する必要がある。」との答弁の報告がありました。

文教福祉分科会長報告では、民生費では、福祉保健施設維持管理費について、委員からの「健康福祉センターの玄関ひさしの雨漏りはいつから発生していたのか、また現状どのように対応しているのか。」との質疑に対し、「4月の雨の際に大きな水たまりができたことで雨漏りに気づいた。ひさしの上が雨ざらしで、防水シートから浸水している可能性がある」と見立てており、現在は雨天時に玄関に赤い三角コーンを2つほど置いてバケツを設置し、床のタイル面が滑りやすいため高齢者や子どもが転倒しないよう緊急対応を行っている。」との答弁の報告がありました。

また、障がい者自立支援事業費について、委員からの「システム保守委託料で、マイナ

保険証1枚で公費負担の資格審査ができるというのは、障がい福祉分野のいわゆるマル福医療の資格審査を指しているのか。」との質疑に対し、「今回の改修はマル福医療ではなく、障がい者の更生医療・育成医療・精神通院医療などの自己負担が1割になる制度について、現在発行している紙の受給者証の代わりにマイナ保険証で登録することで、病院や薬局窓口で紙の受給者証を提示せずに資格確認できるようにするためのものである。なお、マル福については野洲市では既に改修済みである。」との答弁の報告がありました。

次に、教育費では、教育振興事業費について、委員からの「中学校の部活動支援について、現在無償で指導している方もいるが、今回の報償金はどういった指導者に支払うのか、既存の指導者にも支給されるのか、また時給単価はいくらか。」との質疑に対し、「部活動指導者への報償は令和6年度、7年度から既に支払っており、今回の補正は国の補助メニューに採択された実証事業のうち、国が野洲市への補助を決定された事業について、当該事業に参加する指導者へ支払うものである。現在学校で活動している指導者のうち、各校から配置願いを受け委嘱された種目限定の部活動指導員には報償を支払っており、8年度は事業対象者にも支払いを予定している。単価は部活動指導員で1時間当たり1,600円で、補正予算分では有識者・有資格者の区分などに応じて段階を設けた支払いを予定している。」との答弁の報告がありました。

環境経済建設分科会長報告では、土木費では、道路新設改良工事費について、委員からの「新しい病院へのアクセス道の関係で、地域未来交付金5,350万円から道路整備事業債に財源更正され、当分科会管轄外の衛生費、地域医療政策推進事業費においても600万円の組み替えがあるが、当初予算編成時に地域未来交付金は何らかの担保があって計上され、こんな早い時期に国から交付されないとなった理由は何か。」との質疑に対し、「まず、地域未来交付金の採択結果が4月7日に届いたが、本来は3月中旬に内示が届くが、今年国は国の予算成立が遅れた影響で、後ろにずれ込み4月になった。不採択になった理由は、『事業や経費の内容と、課題の解決や成果指標向上との関連性が弱い。』等とされている。また、予算編成時の担保については、必ずしもそれが保持されている必然性はなく、一定の蓋然性が求められるところと考えているが、昨年度の初めから内閣府や県の担当者と調整を進めていたことから一定の蓋然性はあると見込んでいた。しかし、申請の直前に、首交代により、交付金の趣旨が、地域活性化から、経済活性化を趣旨とするものへと変更されたことなどにより、結果不採択となった。」との答弁の報告がありました。

なお、予算常任委員会に付託を受けた関係予算についての委員間討議はありませんでした。

た。

次に、採決について、議第５０号については、採決の結果、全員賛成により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、予算常任委員会に付託を受けました議案の審査結果の報告といたします。

○議長（津村俊二） これより、予算常任委員会委員長の報告に対する質疑を行います。

ご質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（津村俊二） 質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議第５０号から議第５８号までについて、討論を行います。

討論通告書が提出されていますので、発言を許します。

議第５１号及び議第５５号について、第１３番、野並享子議員。

○１３番（野並享子議員） 議第５１号「富波乙地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例」について、賛成討論を行います。

本条例は、富波乙地先にＳＣＲＥＥＮが営業をするための開発に伴う条例です。

この地域は、これまで何十年も開発できないと言われていた地域です。ＪＲの電車基地があり、線路の下をくぐる水路が十分でないためです。

今回の開発により、本条例では１０年に１度の降雨に対しての条件が出されているが、ＳＣＲＥＥＮは５０年に一度の降雨に対しての遊水地を設けるということです。

企業として最大限の努力をされていると思いますが、１点だけ指摘しておきたいことがあります。

この開発される土地と、栄住宅の間には、中ノ池川があります。これまでこの川が氾濫したということはありませんでした。堤防の高さと電車基地の下を通っている暗渠が、これまでの降雨を吸収することができていたのです。しかし、現在造成工事が行われていますが、小篠原上屋線の道路よりかなり低く、今後、道路と同じレベルまでかさ上げされるということです。

そうなれば、富波乙側の土手より、敷地は高くなります。もしもこれまでにない豪雨が続き、中ノ池川から水があふれたなら、栄住宅に流れるということになります。中ノ池川の下流の河川改修が早急に必要であり、暗渠の拡幅が必要となります。

地方自治法第１条２において、地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本と

しています。災害は誰も予想できませんが、懸念に関しては未然に防止し、福祉の増進とまでいかなくても、現時点での状況を維持できる対策を講じなければならないと考えます。住民が安心して暮らせる対策を求め、本条例に対する賛成討論といたします。

議第55号「野洲市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例」に対して、反対討論を行います。

今回の改正は、保育士不足を補うために、こども家庭庁が児童福祉法を令和7年に改正したものです。

地域限定保育士とは、保育士試験を地方自治体で年2回実施し、実技試験免除で保育士の資格を与えることができる制度です。実技試験を丸ごと免除と、年2回の試験を行い、試験の機会を増やし人材確保を行うということで、全国的には、三重県、奈良県、岡山県、福岡県に続いて5番目です。

しかしながら、保育士を確保するために、保育士の基本である音楽に関する技術、造形に関する技術、言語に関する技術の3つの実技を丸ごと免除し、5日間の講習だけで完了するというのはいかかなもののでしょうか。保育士の質の低下になると思います。

そもそも保育士不足が起こっているのは、一般職に比べ給与が低いことにあります。保育士は毎日、子どもの命と向き合い、子どもの発達の保障や、集団におけるトラブルを経験させ、仲直りの仕方や、また、情緒教育など日々対応されています。

また、保護者との信頼関係や対応など、重要な仕事に比べ、報酬が低いから保育士が集まらないというのが現状ではないでしょうか。

保育士だけでなく、ケア労働全体、看護師や介護士の報酬が、全産業平均に比べ月収5万円も低いという状況です。

国として、このような地域限定保育士というような小手先の制度でなく、保育士を含めケア労働者の報酬を最低5万円は引き上げることと、県によっては月収の違いの解消が必要です。

例えば保育士の平均月収において、滋賀県は23万3,300円ですが、京都は28万9,600円で5万円もの差があります。このような状況では、滋賀県の保育士不足は当然の結果であると思います。いくら地域限定保育士を導入しても、保育士不足を解消することはできません。

国として、根本的な給与の引き上げと、地域格差の解消のための交付金などの施策が必要ではないでしょうか。また、国の施策を待つのでなく、県や市としても、給与引き上げ

の対策が必要です。

本市における、このような小手先の野洲市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例に対しての反対討論といたします。

○議長（津村俊二） 以上で通告による討論は終了いたしました。

これをもって討論を終結いたします。

これより順次採決いたします。

まず、議第５０号「令和８年度野洲市一般会計補正予算（第１号）」について採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第５０号は、委員長の報告のとおり決することと賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（津村俊二） ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第５０号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第５１号「富波乙地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例」について採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第５１号は、委員長の報告のとおり決することと賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（津村俊二） ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第５１号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第５２号「大篠原鷺坪地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例」について採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第５２号は、委員長の報告のとおり決することと賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（津村俊二） ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第５２号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第５３号「地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例」について採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第５３号は、委員長の報告のとおり決することと賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長（津村俊二）　ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第５３号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第５４号「野洲市税条例の一部を改正する条例」について採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第５４号は、委員長の報告のとおり決することと賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長（津村俊二）　ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第５４号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第５５号「野洲市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例」について採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第５５号は、委員長の報告のとおり決することと賛成の方の起立を求めます。

(多数起立)

○議長（津村俊二）　ご着席願います。

起立多数であります。よって、議第５５号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第５６号「野洲市こどもの家条例の一部を改正する条例」について採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第５６号は、委員長の報告のとおり決することと賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長（津村俊二）　ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第５６号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第５７号「野洲市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例」について採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第５７号は、委員長の報告のとおり決することと賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長（津村俊二）　ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第５７号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第５８号「市道路線の認定について」について採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第５８号は、委員長の報告のとおり決することと賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長（津村俊二）　ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第５８号は委員長の報告のとおり可決されました。

お諮りいたします。

議第８６号及び意見書第４号から意見書第７号まで並びに決議第１号及び議員の派遣についてを日程に追加し、議題としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（津村俊二）　ご異議なしと認めます。よって、議第８６号及び意見書第４号から意見書第７号まで並びに決議第１号及び議員の派遣についてを日程に追加し、議題とすることに決しました。

(追加日程第１)

○議長（津村俊二）　追加日程第１、議第８６号「令和８年度野洲市一般会計補正予算（第２号）」を議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。市長。

○市長（櫻本直樹）　それでは、本日、追加で提出いたしました議案の提案理由をご説明申し上げます。

議案といたしまして、令和８年度の補正予算１件を提案いたしますので、ご審議をよろ

しくお願いいたします。

それでは、議第８６号「令和８年度野洲市一般会計補正予算（第２号）」について、ご説明申し上げます。

令和８年度野洲市一般会計補正予算（第２号）につきましては、歳入歳出予算それぞれに１４６万１，０００円を増額するものです。

歳出の内容は、民生費において本市に対する損害賠償請求の控訴状が提出されたことに伴い、その対応に係る弁護士費用として事務委託料を追加します。

また、債務負担行為の補正につきましては、当該損害賠償請求事件に係る訴訟事務委託料を設定します。

これに対する歳入につきましては、その全額について繰越金を増額します。

○議長（津村俊二） これより、ただいま議題となっております議第８６号について質疑を行います。

ご質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（津村俊二） 質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第８６号については、会議規則第３９条第３項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（津村俊二） ご異議なしと認めます。よって、議第８６号については、委員会付託を省略することに決しました。

次に、議第８６号について討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（津村俊二） 討論がないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

お諮りいたします。

まず、議第８６号「令和８年度野洲市一般会計補正予算（第２号）」については、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（津村俊二）　ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第８６号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。執行部の皆様には、再開時刻を追って連絡いたします。議員の皆様は、そのままお待ちください。

（午後１時４１分　休憩）

（午後１時４４分　再開）

○議長（津村俊二）　休憩前に引き続き、会議を開きます。

（追加日程第２）

○議長（津村俊二）　追加日程第２、意見書第４号から意見書第７号まで「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドラインに則し、生徒の利益を最優先にした改革実行を求める意見書（案）」他３件を一括議題といたします。

意見書第４号から意見書第７号までの意見書（案）は、タブレットに掲載のとおりであります。

提出者から提案理由の説明を求めます。

それでは、意見書第４号について、第１５番、東郷克己議員。

○１５番（東郷克己議員）　第１５番、未来共創、東郷克己でございます。

「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドラインに則し、生徒の利益を最優先にした改革実行を求める意見書（案）」について、趣旨の説明を行います。

まず、この意見書（案）は、地域の中で実際に子どもたちのスポーツをする環境を守りたい、それが自分にできる地域への恩返しだというようなことで、情熱を傾けて子どもたちを指導されている方の切実な相談を受けたことがきっかけでございました。

進行する少子化の影響は多方面に及んでいますが、子どもたちの貴重な体験の場として機能してきた部活動等も、岐路に差し掛かっております。その影響を緩和し、少子化が進んでも、将来にわたって子どもたちの経験の機会を守るべく、国の方針のもと、部活動の地域展開に取り組んでいるところであります。

しかし、この改革がこれまで経験のない大改革であることや、現在の部活動等の実態が多様化・複雑化している状況から、現場では様々な混乱が起き、子どもたちに影響が及ぶかねない事態となっております。

改革の途上においては、困難を乗り越える努力が必要であることは言うまでもありませんが、その困難や不利益が部活動に参加する、あるいは参加したい子どもたちに及ぶこと

は、絶対に避けるべきであることは言うまでもありません。

子どもたちの活動の場、経験の場を提供し、子どもたちの健やかな成長に資することを指すという原点に立ち返り、国と県、市、さらに各現場が、それぞれの役割を果たす必要があります。

そのために留意すべき事項をいま一度明示するとともに、地域や種目、競技などにより大きく状況が異なるという実情を踏まえ、柔軟性を持った対応が願われております。市内での混乱の実情を踏まえ、また、部活動等の果たしてきた役割の大きさ、重要性に鑑み、子どもたちの利益を最優先にした改革の実行を願い、意見書を提出するものでございます。

議員各位のご賛同をお願いいたします。

○議長（津村俊二） 次に、意見書第5号について、第10番、遠藤総一郎議員。

○10番（遠藤総一郎議員） 第10番、創政会、遠藤総一郎でございます。

意見書第5号「教育の政治的中立性及び安全性の確保に関する意見書（案）」に係ります提出理由を行います。

去る令和8年3月16日に、沖縄県名護市辺野古沖で発生しました船舶転覆事故で、女子生徒と船長が亡くなりました。貴い命が失われましたことに哀悼の意を表し、両名のご冥福を心からお祈り申し上げたい。また同時に、同船されていた生徒の皆様に、心からお見舞いを申し上げます。

さて、本件は、海上ヘリ基地建設反対・平和と名護市政民主化を求める協議会が保有する、在日米軍普天間基地の辺野古基地移設工事に反対する海上抗議の活動に使用される小型船舶2隻が転覆し、乗船していた修学旅行生の女子生徒1名と船長の男性1名が死亡し、生徒14名と乗組員2名、計16名が負傷した海難事故でありました。

本件は、修学旅行等の学校行事において、安全管理の欠如に加えまして、過激な政治活動の現場に高校生を関与させたこと自体が、公教育のあり方として大きな論争となり、調査の結果、文部科学省は、5月22日に教育基本法に違反と初認定をいたしました。

このことを踏まえまして、修学旅行等の学校行事における見学先や体験活動の選定に当たりまして、具体的な選定基準や留意事項等のガイドラインを示す必要があります。また、今回、文部科学省は、初の教育基本法違反を認め、当該校に是正を求めましたが、不適切な事例が確認された場合は、迅速かつ厳正な是正指導が必要であります。

そして、公教育の現場におきましては、未来ある子どもたちのため、遵法精神に立ち返り、バランスの取れた主権者教育の推進が求められるところであります。

つきましては、我々野洲市議会としても、本件を一過性のことと見過ごすことなく、今後、必要な対策に言及し、関係機関に対しまして対策を求めるべきと考えております。

こうしたことから、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出するものでございます。議員の皆様のご理解とご賛同をいただきますようお願いを申し上げます、提出理由といたします。

○議長（津村俊二） 次に、意見書第6号及び第7号について、第13番、野並享子議員。

○13番（野並享子議員） 意見書第6号「物価対策や営業の継続支援を求める意見書（案）」について、提案を説明いたします。

6月14日、アメリカとイランの戦闘終結の合意が行われ、4か月近くに及ぶ戦争が終結する方向は、世界中が歓迎をいたします。しかし、まだ予断は許されません。イスラエルがレバノンを攻撃しており、ホルムズ海峡をめぐっても、まだ開放とまでには至っていません。

中東地域は原油・液化天然ガスやナフサなど、エネルギーや石油製品のもとになる原材料の供給の要所であり、ホルムズ海峡の封鎖は世界中に重大な影響を及ぼしており、野洲市においても影響が出ています。

塗装業者の方は、「シンナーの入荷がないため、注文があっても仕事ができず、収入のめどが立たない。6月、7月、8月、いつまでもこの状況が続くなら持ちこたえられない。」とされています。また、飲食業の方も、仕入れ価格は何もかも上がっているが、値段を上げるのはなかなか難しく、ここでも営業の存続が危ぶまれています。建設業や運送業、農業、飲食業、製造業や医療関係など、ありとあらゆる業者に影響が出ています。

こうした状況のもと、政府は3兆円の補正予算を組みましたが、末端の業者の声が届いているとは言えない補正予算になっています。

国民生活や経済を守るために、中東地域の戦闘終結が実効あるものになるように強く求めることと、政府として、エネルギーの安定供給や、物価高騰への対策や営業の継続支援と零細業者のなりわいを支援する必要な対策を早期に講じられるように強く求め、意見書を提出したいと思います。

議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

意見書第7号「殺傷兵器の武器輸出解禁の撤回を求める意見書（案）」の提案を説明いたします。

政府は、5月21日、閣議決定と国家安全保障会議において、防衛装備品の移転三原則

と運用指針を改定し、完成品の輸出ができるようにしました。

紛争中の国への武器輸出も例外的に認め、日本の兵器により他国の国民が殺される状況をつくり出すこととなります。

現在でさえも、日本からアメリカに輸出したトマホークが、イラン戦争に使われたのではないかと国会で質問しても、使われていないということの証明ができないことも明らかになりました。一旦日本から出て行った殺傷兵器は、罪もない子どもたちが殺される武器となります。

第一次世界大戦以降、日本は中国の政府だけでなく、地方の軍閥にも武器を売り、中国の内戦を助長することになりました。また、ロシアにおいても反革命政府に年間１億円の武器を売り、ロシア人同士が殺し合う内戦に加担いたしました。

日本は戦後、平和国家として抑制的な装備品輸出を掲げてきました。

１９７６年の三木内閣による政府統一見解や、１９８１年の国会全員一致の決議によって、武器輸出は全面的に禁止されてきたのです。

殺傷兵器の輸出に関しては、多くの国民から懸念の声が上がっています。しかも、憲法９条の精神を根本から踏みにじる重要な問題が、国会での議論や承認を経ずに、閣議決定と国家安全保障会議のみで決定した、死の商人国家へと突き進んでいます。

１９７６年当時の三木首相は、「武器を輸出するほど日本は落ちぶれていない。」と言われていました。政府が国際紛争を助長するのではなく、平和憲法の精神に立ち返り、殺傷兵器の武器輸出解禁の撤回を求めて、意見書の提案理由とさせていただきます。

議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（津村俊二） これより、ただいま議題となっております意見書第４号から意見書第７号までについて質疑を行います。

ご質疑はございませんか。

（発言する者あり）

○議長（津村俊二） 暫時休憩します。再開は追って連絡いたします。

（午後１時５８分 休憩）

（午後２時２５分 再開）

○議長（津村俊二） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

質疑に入る前に、ここで野並議員から発言の訂正を求められておりますので、これを許します。野並議員。

○ 1 3 番（野並享子議員） 意見書第 7 号におきまして、訂正をさせていただきます。

下から 4 段目のところの、1 9 7 6 年当時の三木首相というふうに言いましたが、1 9 7 6 年当時外務大臣だった宮澤喜一元首相がということで訂正させていただきます。

○議長（津村俊二） 質疑通告書が提出されましたので、発言を許します。

意見書第 5 号について、第 1 2 番、工藤義明議員。

○ 1 2 番（工藤義明議員） 第 1 2 番、工藤義明です。

私は、意見書第 5 号「教育の政治的中立性及び安全性の確保に関する意見書（案）」について質疑をさせていただきます。

意見書の質疑に当たりまして、まずもって大事なことは、今回の名護市辺野古沖で小型船が転覆し、同志社高校の生徒さんと船長が亡くなったことについて、ご冥福とお見舞いを申し上げます。

その上で、第一義的には、とても痛ましく、あってはならない事故であり、運航団体の安全管理の責任が厳しく問われるのは当然であり、事故原因の解明と謝罪・補償を行うことは当然と考えています。

そこで、1 つ目の質疑といたしまして、意見書では、今回の辺野古学習について、教育基本法第 1 4 条第 2 項から逸脱した政治活動があったとしていますが、そもそも何をもって政治活動に当たるのかは、客観的に判断できるものではありません。しかし、文科省は、「様々な見解を十分に提示していたことが確認できず、特定の見方・考え方に偏った取扱いであると考えられる。」として、辺野古への移設工事に関する学習について、「政治的活動を禁じる教育基本法第 1 4 条第 2 項に反するものであったと考えられ、是正を図る必要がある。」と逸脱した見解で是正を求めています。

第 1 4 条第 2 項は、学校が特定の政党を支持、又は反対するための政治教育、政治活動を禁じていますが、平和教育を制限しているものではありません。学校と生徒が事前学習し、多様な主張・意見を学ぶ平和学習は尊重されなくてはなりません。

第 1 4 条には、「良識ある公民として必要な政治的教養は、教育上尊重されなければならない。」とも記載されています。すなわち、政治的教養には平和学習が位置づけされています。にもかかわらず、文科省が該当高校の所轄庁である京都府を飛び越えて現地調査に行き、指導通知を出したことは極めて異例です。

文科省こそ、教育に対する不当な支配を禁じる教育基本法第 1 6 条第 1 項、「教育は、不当な支配に服することなく」と書かれています。これに違反しています。

教育基本法第14条から逸脱し、国や文科省が教育現場に介入することを求めるかのような意見ですが、どのような見解かをお聞きします。

2点目に質疑いたします。

関連して、提案者からは、平和学習、平和教育とはどのようなものと考えて意見書を提出されているのか見解をお聞きします。

3点目、1点目にも言いましたように、辺野古沖での不幸な事故は、ヘリ基地反対協議会による船舶の安全管理には重大な問題点があり、学校としても危険のある船に乗せたことは大きな問題です。海上保安庁の調査も経て、原因究明と今後の安全対策は必要不可欠なことであります。

しかしながら、今回の事故を取り上げ教育現場への政治的関与を求めること自体が、教育を国家が監視するという、超えてはならない一線を超えること、つまり、教育の国家統制につながる恐れがあります。

そこで、文科省の教育基本法違反に対して、新聞各紙の社説が批判している内容をここで紹介させていただきます。

最初、1として、毎日新聞の信濃からは、事故防止にことよせた、あからさまな権力介入とみる。

2つ目には朝日、認定自体が政治色が極めて濃い判断で、それ自体中立性を欠いている。

3つ目に東京新聞です。国の政策に反対する市民活動を封殺しようという意図があるのなら看過できないとして、国民世論の多くは文科省の認知に疑念を表明しています。

国会でも、野党各党から、「船舶の安全管理と教育内容は区別して考えるべきで、いたずらに政治問題化することは望ましくない。」、また、「賛否あることを実地で学び、体感するという教育を否定しかねず、現場を委縮させる可能性がある。」、さらに、「安全管理の問題点と教育内容に対する行政による介入だ。」と批判しています。「痛ましい事故を政治的に利用するかのように行政が扱うことは許されない。」と各党から重大な疑問が出されています。

また、政党名を申し上げますが、公明党からは、西田幹事長も「教育現場が委縮効果を受けないようにする必要がある。」と語っております。

このような多くの意見に反する意見書であるが、どのような見解かをお聞きします。

以上、3点を質疑させていただきます。

(発言する者あり)

○議長（津村俊二） 暫時休憩。

（午後２時３３分 休憩）

（午後２時３４分 再開）

○議長（津村俊二） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

○１２番（工藤義明議員） 失礼いたしました。訂正させていただきます。

今、ご指摘を受けました。先ほど高校の名前を間違って私のほうから発言させていただきました。ちょっとすみません。時間を下さい。

失礼しました。私の文章で、２段目のところで申し上げました、同志社高校というふうに文章表現をしまして発言をさせていただきました。今、指摘がありましたように、同志社国際高校ということで訂正させていただきます。

失礼しました。

○議長（津村俊二） 第１０番、遠藤総一郎議員。

○１０番（遠藤総一郎議員） それでは、意見書第５号、工藤議員からの質疑にご回答申し上げます。

１点目でございます。平和教育を制限しているのかどうかということで、今回逸脱した教育基本法第１４条第２項の適用ではないかというご質疑であったかと思えます。

本件につきましては、我々創政会所属の議員が、過去に辺野古基地建設地に赴き、現地でヒアリングにて確認を行ったことがございます。反対活動をされているのは、特定の政党に所属している方々が、日当と弁当を支給されていると、現地の方からお話を聞き、ヒアリングを実施してきたところでございます。言わば明らかに特定の政党の反対活動であるといった証拠であるかと考えます。

現地に赴いて、何も反対することはないですけども、反対活動をしている、今回その船舶に乗船させる、ましてや修学旅行の一環としてその船に乗るということは、大人の理論からして、運動に加担させると言わざるを得ない重大な過ちであり、国の教育基本法第１４条第２項の適用は適正なものであったと考えております。

２点目でございます。平和教育、平和学習について、提出者はどのような見解をお持ちかということでございます。

日本国民にとって、平和学習、平和教育、これは命の大切さや戦争の悲惨さ、こういったことを成長段階に応じて教えていく、このことは大変重要であると考えております。加えて、戦後、我が日本国が平和国家として歩んできたことを加えて学んでいただくという

ことも、必要であると考えております。その歩みを知っていただくことも大切であると考えております。

問３でございます。教育を国家が監視する、国家統制につながるおそれということでございます。

今回、当然のことながら、客観的事実に基づいて、第１４条第２項適用ということでございました。言うまでもなく、国、文科省は、今回教育基本法第１４条第２項の適用にありましては、当該高校が偏った活動への参加、それから、２つ目には、教員の方々の認識とその関与、３点目には、過去に特定の文書なり活動要請の文書が同校において配布されているということが確認されましたことから、今回の初の第１４条第２項違反ということに至ったわけでございます。

これらはいずれも客観的事実、調査の結果であると思っておりますので、これは中立性の確保なり国の監督責任、言わば教育行政を担う国、文科省が、法令違反に対して是正なり指導を行うのは行政の責務でございます。現場の行き過ぎた活動を是正するために必要な措置を講じられたものであると認識しております。

以上、答弁いたします。

○議長（津村俊二） 工藤議員。

○１２番（工藤義明議員） 再質疑をさせていただきます。

今、遠藤議員のほうから、３点にわたりまして説明をいただきました。基本的には今おっしゃっているように、命の大切さ、そして、平和を教える、このことは非常に重要だということを発言していただきました。確かにそのとおりだと思います。

しかしながら、今回、３点について質疑いたしておるのは、結果的には国家の介入を求めているという内容に全体がなっていると。そうしますと、教育現場のほうでの自主性というのが完全になくなってしまいます。学校でも、修学旅行等を行う場合には、学校での話し合い、そして、生徒からの要望、こういったことを捉えて、実質には修学旅行をどこにするかということが決定されているのが現状です。

そういった意味から、このこと全体が、意見書そのものですね、意見書全体が国家の介入を促進するということにつながって、教育現場が逆に何でもかんでも国家の言うとおりで、ということで、教育現場のほうの自主性というのがなくされるという懸念から、このような質疑をさせていただいております。その点についての見解をお聞きします。

○議長（津村俊二） 遠藤議員。

○１０番（遠藤総一郎議員） それでは、工藤議員からの再質疑にお答えをいたします。

今回私が提出させていただきました、教育の政治的中立及び安全性の確保の意見書につきましては、決して議員がご質疑いただいたような趣旨からのものではございません。また、結果として、そういったところにもおそれが及ぶものではないと考えております。

と申しますのは、まずは今回、国のほうで第１４条第２項の適用につきましては、先ほども言いましたように、当該高校の偏った活動の是正指導ということで認定されたものでございまして、今後発生し得る再発防止も含めまして、こういった政策、対策について必要な措置を求めていくことは至って合理的で、また、生徒の健全なるクリティカル・シンキングを教えていく上でも、私は必要なことかなと考えております。

また、去る５月１７日でございます。沖縄県那覇市で行われました日本共産党の講演会で、同党の田村委員長は、「修学旅行生の高校生を船に乗せたこと自体が重大な誤りであり、ヘリ基地反対協議会の構成団体である日本共産党として、私からも心からおわびを申し上げます。」ということで、那覇市の公園で謝罪をされておられます。

こういったことから、船に乗せたと、反対活動に使用される抗議船に乗せたということは、これは明らかに違反であります。それから、過去に、デモに、座り込みに勧誘した文書も確認されております。

こういったことから、今回は必要な是正措置と考えておりますので、特に議員のご質疑にあったおそれには至らないものと考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（津村俊二） 工藤議員。

○１２番（工藤義明議員） 最後の３点目の質疑をさせていただきます。

２点目の質疑の中の回答につきまして、今発言をしていただきました。特定の政党の名前、共産党という、また、田村委員長の名前も出されました。このことを私、しつこく言うことも要らないんですが、遠藤議員がはっきりおっしゃったように、田村委員長の謝罪の言葉、あの中には、はっきりと謝罪をしているわけです。それがなぜか悪いような今の答弁の仕方というものについては、少し答えていただく内容とは違うのではないかと。

それと、最後に質疑させていただくのは、教育現場が萎縮をしていくということが、各新聞社からも社説として出ております。また、国会でもそういった発言がされています。これだけ発言が出ているということは、政権の、国の介入というのが確実に教育現場に押しつけられる可能性があるということを、私もこの質疑の中で出しているわけです。

本当に教育現場への介入ということ、それは全く別問題というふうに考えておられるのかを最後の質疑とさせていただきます。

○議長（津村俊二） 遠藤議員。

○10番（遠藤総一郎議員） 工藤議員からの再度のご質疑に答弁申し上げます。

冒頭申し上げましたように、我が会派の所属議員が現地に赴いてヒアリングを実施しております。こういったことから、当該特定の政党が主導しているということがあったものですから、今回、5月17日での沖縄県での党大会での委員長発言を引用させていただいたものでございます。いずれも客観的な事実でございます。

それから、最後に申し上げました問3についての再々質疑というんですかね。私も、今回の認定について、教育についての国家の監視なり、そういうおそれがあるという様々な識者なり新聞報道なり、そういった見解があるということは認識しております。

ただ、今回の認定にありましては、それをより上回って、教育の政治的中立性の確保ということで、これが上回っているということから、まずは子どもたちの教育環境、これが一番大切ですので、その上に健全な批判教育ということはあってしかるべきと考えております。こういったことが物の順序かなと考えておりまして、まずは子どもたちの教育の環境の中立性が大事であると考えております。

以上です。

○議長（津村俊二） 以上で通告による質疑は終了いたしました。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております意見書第4号から意見書第7号までについては、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（津村俊二） ご異議なしと認めます。よって、意見書第4号から意見書第7号までについては、委員会付託を省略することに決しました。

次に、ただいま議題となっております意見書第4号から意見書第7号までについて討論を行います。

討論通告書が提出されていますので、発言を許します。

まず、意見書第5号について、第12番、工藤義明議員。

○ 1 2 番（工藤義明議員） 1 2 番、工藤義明です。

私は、この意見書第 5 号「教育の政治的中立性及び安全性の確保に関する意見書（案）」に対して、反対の討論をさせていただきます。

まず、沖縄県名護市辺野古沖での船舶事故について、不幸にも高校生と船長が亡くなったことに深く哀悼の意を表します。さらに、同船されていた生徒さん方にお見舞い申し上げます。

辺野古沖での不幸な事故は、ヘリ基地反対協議会による船舶の安全管理には重大な問題点があり、学校としても危険のある船に乗せたことは問題です。海上保安庁の調査も経て、原因解明と今後の安全対策は必要不可欠であります。

意見書では教育基本法第 1 4 条第 2 項を用いておられますが、そもそも何をもって政治的活動に当たるのかは、客観的に判定できるものではありません。第 1 4 条第 2 項は、あくまで教育者が自らを戒めるための規範です。

むしろ文科省が該当高校の所轄庁である京都府を飛び越えて現地調査に行き、指導通知を出したことは極めて異例です。文科省こそ、教育に対する不当な支配を禁じる教育基本法第 1 6 条第 1 項に、「教育は、不当な支配に服することなく」と、それに違反しています。また、第 1 4 条には「良識ある公民として必要な政治的教養は、教育上尊重されなければならない。」とも記されています。

しかしながら、今回の事故を取り上げ、教育現場への政治的関与を求めること自体が、教育を国家が監視するという、超えてはならない一線を超えること、つまりは教育の国家統制につながるおそれがあります。

文科省の教育基本法違反認定に対し、新聞各紙の社説が批判している内容を紹介させていただきます。先ほど 3 点にわたって毎日、朝日、東京新聞を紹介いたしましたので、その内容については割愛させていただきます。

このようなこと、これが意見書では一方的の政治的立場のみを肯定する活動と指摘されていますが、学校現場では平和学習の一環として企画されてきたものであり、教育現場への国権介入を促し、平和学習をも否定するようにも受け取られる意見書には反対するものです。

以上、反対討論とさせていただきます。

○議長（津村俊二） 第 1 5 番、東郷克己議員。

○ 1 5 番（東郷克己議員） 第 1 5 番、未来共創、東郷克己でございます。

意見書第5号「教育の政治的中立性及び安全性の確保に関する意見書（案）」に対して、賛成の立場で討論をさせていただきます。

まず冒頭に、本件の事故、また、福島県磐越道での事故でお亡くなりになられた生徒の方にお悔やみ申し上げるとともに、ご冥福をお祈りしますとともに、関係各位にお見舞いを申し上げるものでございます。

本件で求められている教育の政治的中立性と安全性の確保は、本来、意見書などをまとめるまでもなく、公立私立を問わず全ての学校の教育で遵守されているべき事項であり、これを訴えねばならない事案が、沖縄県辺野古沖と福島県郡山市の磐越道と、立て続けに起きたこと自体が極めて胸痛いことでございます。

報道によれば、この2件の事故の背景として、極めて杜撰な安全管理体制であったことが浮き彫りとなっております。特に辺野古沖での事案は、独善的な価値観のもと、生徒の命と安全は脇に置かれ、幾重にも誤りが積み重なった結果の事故であったということが明らかにとなっております。

安全は、教育の内容以前に、絶対的に確保されなければならない要件であり、都道府県及び市町村教育委員会は指導を徹底すべきであります。

また、政治的中立性も極めて重要であることは論を待ちません。同志社国際高校への教育基本法第14条違反認定の文部科学相記者会見では、「調査の中で、多様な意見を学習で扱った証拠を提出するよう学校側に何度も尋ねたが、沖縄県のホームページしか出てこなかった。」と、一方的な偏った教育内容であったことが明らかになっております。

高校生に向けた教育であれば、安全保障上の重要性や基地の必要性といった、その整理をする側の理由、また、当該地元の方々の意見、これは賛否両論あってよいかと考えております。そして、その上で、建設に反対する人の意見など、文字通り多角的に提示して、生徒がそれぞれ自身で考えたり、議論する場を設けるべきでありました。これならば、意見書で求めているバランスの取れた主権者教育であり、また、真の意味での平和教育と言えると考えます。

先ほど来、本意見書第5号について議案質疑がございましたが、その中で、教育の国家統制あるいは介入、また、教育を国家が監視するなどの言葉が出ておりました。また、その介入の中で、ちらっと工藤議員がおっしゃった言葉の中に、こうした修学旅行等で、生徒や保護者の希望を取ってというような言葉がございましたが、この辺野古沖の事件の犠牲者の方が発信されている内容から見れば、犠牲となられた方は、きれいなサンゴを見た

かったというのが辺野古での修学旅行のプランを選んだ理由でありました。つまり、親も、あるいは犠牲となられた生徒さんご自身も、その選んだ内容について、正確に説明されていなかったということも明らかになっております。

この意見書で求めている政治的中立性・安全の確保のためのガイドラインということは、先ほど来申し上げている中立性や安全性の確保を徹底するための、その指針となるガイドラインを求めていることであり、同じくその指導徹底ということも、中立性・安全性の確保を求めていることであります。つまり、ご心配をされている国家による支配、介入、統制などとは全く異なることを求めているものと認識をしております。

今回の痛ましい事件を重い教訓と受け止め、現状を改める努力を重ねることが何より重要と考えております。繰り返しになりますが、政治的中立性、そして、何より安全性の確保が最優先されるべきであり、これを求める意見書に対して、当然のこととして賛成をするものでございます。

議員各位のご理解とご賛同をお願いいたします。

○議長（津村俊二） 次に、意見書第7号について、第1番、田中遼議員。

○1番（田中 遼議員） 意見書第7号「殺傷兵器の武器輸出解禁の撤回を求める意見書（案）」に対して、私は反対の立場から討論を行います。

本意見書（案）は、国会での議論や承認を経ずに決定したことを批判しています。しかし、防衛装備の移転に際して議会の関与を制度として求めていない国は、イギリス、フランス、イタリア、カナダ、韓国など主要国に数多くあります。その中で、日本は今回、武器の完成品を移転する際に、国家安全保障会議での審議を経た上で国会に通知することを三原則に明記しました。国際的に見て、むしろ手続の透明性に配慮した制度設計になっていると評価できます。

次に、本意見書は、紛争中の国への武器輸出も例外的に認めたと述べています。これは事実ではあります。しかし、運用指針には、大前提として「武力紛争の一環として現に戦闘が行われていると判断される国への移転は原則として認めない。」と明記されています。原則禁止・例外的に可という構造のうち、例外の部分だけを強調するこのような論じ方は、正確な全体像が伝わりにくい表現となっています。

私は、日頃から自衛隊員の処遇や活動環境を案じております。同盟国と共通の装備品を持ち、維持整備の基盤を共有することは、いざというときに隊員同士が連携して動ける環境をつくることに直結します。装備移転の制約は、そのまま現場で任務に当たる隊員たち

の活動の幅を狭めることにつながりかねません。国を守るために働く隊員が、装備面で不利な立場に置かれることがあってはならないと考えます。

そして、先ほどの隊員の話とも関連しますが、本意見書中に死の商人国家という表現が用いられている点について、異議を申し上げます。今回の制度は、現時点では移転先を厳格に限定し、紛争中の国への移転を原則禁止とし、国会への通知も義務づけたものです。日本の防衛政策を一くくりに死の商人と呼ぶことは、こうした制度上の事実に基づかないものであり、さらには、国を守るために日々任務に当たる自衛隊員への敬意を欠く不適切な表現であると申し上げます。

防衛装備移転のあり方は、市民の皆様と共に丁寧に議論を重ねるべき重要な課題です。しかし、本意見書には事実の一部を切り取った記述や不適切な表現が含まれており、このまま国会への意見として提出することは適切ではないと判断します。

よって、本意見書の採択に反対し、討論を終わります。

○議長（津村俊二） 次に、第12番、工藤義明議員。

○12番（工藤義明議員） 第12番、工藤義明です。

私は、意見書第7号「殺傷兵器の武器輸出解禁の撤回を求める意見書（案）」についての賛成討論をいたします。

意見書第7号「殺傷兵器の武器輸出解禁の撤回を求める意見書（案）」、このことについては、政府は5月21日、閣議決定と国家安全保障会議において、防衛装備品の移転三原則と運用指針を改定し、完成品の輸出ができるようにしました。

1976年の三木内閣による政府統一見解や、1981年の国会全員一致の決議によって、武器輸出は全面的に禁止し、憲法に基づく平和国家を貫いてきました。

戦前、日本は武器輸出をしてきましたが、その輸出により内乱が起こり、国民同士が殺し合う状況をつくりました。今、世界中で戦争が起こり、武器輸出や共同開発などが拡大しており、さらなる戦争の拡大につながります。

日本には、憲法第9条があります。この憲法をないがしろにする法案が、今国会で可決されたり、憲法改正の議論がされています。

この道はいつか来た道であり、戦争の準備を進めるのではなく、話し合いの準備をもっと行うべきです。いま一度憲法に立ち返り、殺傷兵器の武器輸出解禁の撤回こそが、国民の命を守る道です。

文書には書いていませんが、殺傷能力の兵器と、このことは皆さん、私があえて言うま

でもなく、人を殺すため、または都市を破壊するため、そういったものがこの殺傷兵器には含まれているのです。それを日本が国外に輸出する、それは人を殺す道具を輸出すると、まさに先ほど批判されましたが、これは、この武器輸出がされることによって、昔日本が言ってきた、他国に対して死の商人ということを言ってきました。今、日本がその死の商人国家に成り下がろうとしているということを最後に訴えて、野洲市民として平和を希求する願いに応えた意見書というものを提出いたしております。

これについての賛成ということで、議員の皆さんの賛同をよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（津村俊二） 第15番、東郷克己議員。

○15番（東郷克己議員） 第15番、未来共創、東郷克己でございます。

意見書第7号「殺傷兵器の武器輸出解禁の撤回を求める意見書（案）」に対し、反対の立場で討論を行います。

平和を守ること、すなわち国民の生命や財産を守るとは、国家の最も重要で生命線とも言える責務であります。そのために必要なことは、第一に、我が国が置かれている状況を冷静かつ客観的に認識することにあります。

我が国をめぐる安全保障環境を改めて確認すると、かつてないほど急速かつ複雑に変化しております。現実には我が国の領海、領空への侵犯は日常茶飯事となり、隣国の軍事費は公式発表ベースで毎年約7%ずつ増え、本年は10年前と比べて約2倍の約43兆円に及びます。我が国の防衛予算の5倍近い規模となっております。米ソ対立、東西冷戦と言われた頃とは比較にならない厳しい現実があります。

第二に、自由、民主主義、基本的人権、法の支配といった普遍的価値を共有する国々と連携を深め、国際的な秩序を強める外交努力が求められます。具体例を挙げれば、我が国は自由で開かれたインド太平洋構想を推し進め、日米豪印のQ u a dやA S E A N諸国など、多様な国々が連携を進めている状況にあります。

第三に、こうした外交による連携に加えて、安全保障上の隙、防衛力の著しい不均衡を埋める努力であります。この取り組みとして、同盟国及び同志国との協力・連携を強化し、我が国にとって望ましい安全保障環境を創出し、継戦能力を含めた我が国自身の抑止力・対処力を強化することにあります。

防衛装備の移転は、力による一方的な現状変更を抑止し、我が国にとって望ましい安全保障環境を創出するための重要な政策的手段であります。救難・輸送・警戒・監視・掃海と

いういわゆる 5 類型を撤廃し、殺傷・破壊能力のない非武器については移転先に制約を設けず、武器（自衛隊法上の武器）の移転については、国連憲章の目的と原則に適合する方法で使用することを義務づける国際約束の締結国に限定し、武力紛争の一環として現に戦闘が行われていると判断される国への移転は、我が国の安全保障上の必要性を考慮して特段の事情がある場合を除き、原則不可とするなど、制約を設けられております。

意見書（案）には、上述のような具体的に平和を守る上で必要不可欠な内容が欠如している他、殺傷兵器、国際紛争を助長、死の商人国家へ突き進むなど、著しい事実誤認があり、議会の公文書となる意見書として不適切であると言わざるを得ません。

以上、殺傷武器の武器輸出解禁の撤回を求める意見書（案）への反対討論といたします。

議員各位のご理解、賛同をお願いいたします。

○議長（津村俊二） 以上で通告による討論は終了いたしました。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

意見書第 4 号「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドラインに則し、生徒の利益を最優先にした改革実行を求める意見書（案）」は、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（津村俊二） ご着席願います。

起立全員であります。よって、意見書第 4 号は原案のとおり可決されました。

次に、意見書第 5 号「教育の政治的中立性及び安全性の確保に関する意見書（案）」は、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（多数起立）

○議長（津村俊二） ご着席願います。

起立多数であります。よって、意見書第 5 号は原案のとおり可決されました。

次に、意見書第 6 号「物価対策や営業の継続支援を求める意見書（案）」は、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（少数起立）

○議長（津村俊二） ご着席願います。

起立少数であります。よって、意見書第 6 号は否決されました。

次に、意見書第7号「殺傷兵器の武器輸出解禁の撤回を求める意見書（案）」は、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（少数起立）

○議長（津村俊二）　ご着席願います。

起立少数であります。よって、意見書第7号は否決されました。

お諮りいたします。

本日可決されました意見書について、その条項、字句等整理を要するものについては、本職に一任願いたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（津村俊二）　ご異議なしと認めます。よって、条項、字句等整理を要するものについては、本職に一任いただくことに決しました。

なお、意見書は本職より直ちに関係機関に提出いたします。

（追加日程第3）

○議長（津村俊二）　追加日程第3、決議第1号「北朝鮮による日本人拉致問題に対する理解を深めるための広報啓発を推進する決議（案）」を議題といたします。

決議第1号の決議（案）は、タブレットに掲載のとおりであります。

それでは、ただいま議題となっております決議第1号について、提出者から提案理由の説明を求めます。

第6番、岩井智恵子議員。

○6番（岩井智恵子議員）　第6番、清明会、岩井智恵子でございます。

決議第1号「北朝鮮による日本人拉致問題に対する理解を深めるための広報啓発を推進する決議（案）」に対して、提出理由を説明いたします。

拉致問題の解決に向けた方針として、拉致問題対策本部は、「北朝鮮による拉致問題は、我が国の主権及び国民の生命と安全に関わる重大な問題であり、国の責任において解決すべき喫緊の重要課題であるとしている。政府としては、拉致問題の解決なくして北朝鮮との国交正常化はあり得ないとの方針を堅持し、拉致被害者としての認定の有無に関わらず、全ての拉致被害者の安全確保及び即時帰国のために全力を尽くし、拉致に関する真相究明、拉致実行犯の引渡しを引き続き追求していく。」と決定している。

また、1977年の行方不明事案発生から今年で49年、初めて拉致を認めた2002年9月の第1回日朝首脳会談から24年が経過した。その間、政府としても、5人の拉致

被害者に続き、全員が拉致被害者家族等のもとへ帰国が実現するよう、国の責任において全力で取り組むことを求めてきた。

こうした状況の中、拉致問題の解決のためには、より一層の世論喚起が不可欠であり、特に若い世代への啓発を進める必要があり、北朝鮮による日本人拉致問題に対する理解を深めるための広報啓発を推進する決議の提出理由といたします。

どうか皆様のご理解のほどをよろしくお願いいたします。

○議長（津村俊二） これより、ただいま議題となっております決議第1号について質疑を行います。

ご質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（津村俊二） 質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております決議第1号については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（津村俊二） ご異議なしと認めます。よって、決議第1号については、委員会付託を省略することに決しました。

次に、ただいま議題となっております決議第1号について討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（津村俊二） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

お諮りいたします。

決議第1号「北朝鮮による日本人拉致問題に対する理解を深めるための広報啓発を推進する決議（案）」は、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（津村俊二） ご着席願います。

起立全員であります。よって、決議第1号は原案のとおり可決されました。

（追加日程第4）

○議長（津村俊二） 追加日程第4、議員の派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。

地方自治法第100条第13項及び会議規則第129条第1項の規定により、湖南地区市議会議長会正副議長先進都市行政視察研修に出席のため、本年7月30日、31日の両日、岐阜県関市及び中津川市に奥山文市郎議員を派遣したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(津村俊二) ご異議なしと認めます。よって、奥山文市郎議員を派遣することに決しました。

暫時休憩いたします。再開時刻は、追って連絡いたします。

(午後3時23分 休憩)

(午後3時40分 再開)

○議長(津村俊二) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

以上で、本定例会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。

ここで、市長より発言を求められておりますので、これを許します。

市長。

○市長(櫻本直樹) 令和8年第3回野洲市議会定例会の閉会に当たりまして、ご挨拶を申し上げます。

本定例会は、去る6月2日から本日に至りますまで25日間開催いただきました。令和8年度一般会計補正予算をはじめ、追加議案も含めまして、提出いたしました全議案につきまして、慎重なるご審議の上、原案どおりお認めいただき、誠にありがとうございました。

また、本定例会の一般質問を通じまして、野洲駅南口周辺整備事業をはじめ、人権、教育、環境、防災など、様々な分野における施策に対しまして、ご意見やご提言をいただきました。これらは大変貴重なものであり、しっかり受け止めまして、これからの市政運営に生かすよう努めてまいります。

補正予算におきましては、物価高騰対策事業として、民間保育所や放課後児童クラブに対する食料品対策支援や、中学校部活動の地域展開に伴う指導員への報償費等につきましてお認めいただきました。中学校部活動の地域展開につきましては、様々な課題等もありますが、引き続き子育て支援、教育と子どもたちのため、事業に取り組んでまいります。

条例制定の議案におきましては、令和8年2月27日付で、大津湖南都市計画区域区分

の変更により、市街化区域に編入された地区に係る２か所の建築物の制限に関する条例をお認めいただきました。議案質疑でご意見をいただきましたが、この条例に基づきまして、周辺環境と調和した良好な市街地形成をしっかりと図ってまいります。

また、本日で第３回野洲市議会定例会は閉会となりますが、来る７月６日には野洲駅南口周辺整備特別委員会が開催される予定となっております。野洲駅南口周辺整備事業につきましては、多くの一般質問もいただきましたが、引き続き、議会をはじめ市民の皆様に丁寧な説明に努め、事業を推進していきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

最後に、議員の皆様には、なお一層のご理解とご協力を賜りますことをお願い申し上げますとともに、引き続き市の発展のためにご活躍と、これからますます暑さが厳しさを増していきますので、健康には十分ご留意いただきますことをご祈念申し上げ、閉会に当たりましてのご挨拶といたします。誠にありがとうございました。

○議長（津村俊二） 以上で、令和８年第３回野洲市議会定例会を閉会いたします。お疲れさまでした。（午後３時４３分 閉会）

野洲市議会会議規則第127条の規定により下記に署名する。

令和8年6月26日

野洲市議会議長 津村俊二

署名議員 木下伸一

署名議員 益川教智